

東北文化学園大学授業料等特別措置制度規程実施細則

「2023年10月24日」

「学長制定」

第1条 この実施細則は、東北文化学園大学授業料等特別措置制度規程（以下「本規程」という。）第8条に基づき定める。

第2条 転学部学生、転学科学生及び転専攻学生は、転学部等前の在学年数を通算して4年を超えた場合、本規程第2条第1号の対象とする。

第3条 特別措置の申請は、年度又は学期ごとに行うものとする。

第4条 実験実習費及び教育充実費については、学期単位にて徴収する。

第5条 実験実習科目の履修科目数については、原則として、学期ごとに2科目を限度とする。ただし、看護学科においては、配当年次が3年後期～4年前期及び4年通年の実験実習科目のうち、3科目を限度とする。なお、対象科目は、教育課程毎に別に定めるものとする。

第6条 通年科目を履修する場合は、原則として、前期申請期間に後期分を合わせて申請することとする。

第7条 履修科目の配当年次・学期が、通年または2年にまたがる場合は、年度ごとに履修手続きをとるものとする。

第8条 通年または2年にまたがる科目を履修中の場合、本規程の申請にあたってはあらためて科目の履修手続きを行い、単位数に相当する授業料を納めるものとする。

附 則

1. この実施細則は、2024年4月1日から施行する。
2. この実施細則の施行に伴い、「東北文化学園大学授業料等特別措置制度規程適用基準及び運用に係る申合せ（平成21年12月2日大学運営会議制定）」は廃止する。